

医療法第51条第2項該当法人

法人名 社会医療法人 東明会  
 所在地 埼玉県入間市豊岡一丁目13番3号

医療法人番号

損 益 計 算 書  
 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		2,304,823
2 事業費用		
(1)事業費	2,317,862	
(2)本部費	0	2,317,862
<b>本来業務事業損失</b>		13,039
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		92,014
2 事業費用		95,188
<b>附帯業務事業損失</b>		3,174
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
<b>収益業務事業利益</b>		0
<b>事業損失</b>		16,213
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	332	
その他の事業外収益	52,631	52,963
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	56,736	
その他の事業外費用	1,435	58,171
<b>経常損失</b>		21,421
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	885	885
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	83,518	83,518
<b>税引前当期純損失</b>		104,054
法人税・住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	0	200
<b>当期純損失</b>		104,254

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。